



## 個人情報保護制度の見直しに係る 意見募集について

令和5年4月1日から、改正後の個人情報の保護に関する法律が施行されることに伴い、町では個人情報保護制度の見直しの準備を進めています。

この度、制度見直し前後の概要を資料に取りまとめましたので、皆さんからの意見を募集します。

### 1 公表資料

箱根町における個人情報保護制度の見直しについて

### 2 閲覧・意見の提出期限

11月11日（金）まで

### 3 閲覧および掲載場所

- ・総務防災課または出張所
- ・町ホームページ



[町ホームページ]

### 4 意見の提出方法

所定の意見書様式に記入の上、総務防災課または出張所に持参、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。  
提出先は、意見書様式に記載しています。

### 5 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に別荘を有する方
- ・町内で働く方
- ・町内で学ぶ方
- ・町内で事業を営むもの（法人を含む）
- ・町内で活動するもの（NPOなど）
- ・本町に納税義務を有するもの（法人を含む）
- ・パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの

### 6 意見募集の結果

結果については、町ホームページのほか、総務防災課窓口で公表します。

照会先 総務防災課 電話（85）9561

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）



～裏面もご覧ください～

# シンポジウム

## 「国重要無形民俗文化財指定記念 箱根の湯立獅子舞」

郷土資料館では宮城野と仙石原に伝わる「箱根の湯立獅子舞」が今年3月に国重要無形民俗文化財に指定されたことを記念して企画展「国重要無形民俗文化財指定記念 箱根の湯立獅子舞」を開催中です（11月27日（日）まで）。その一環としてシンポジウムを開催します。

シンポジウムでは、全国の神楽に詳しい東京文化財研究所の久保田裕道さん、民俗芸能の伝承に詳しい松田香代子さんによる湯立獅子舞についての基調講演で、この獅子舞の特徴や歴史がわかります。両者と御殿場の湯立神楽に詳しい勝間田仁美さん、湯立獅子舞を伝える宮城野獅子舞保存会と仙石原神楽保存会の方が加わったパネルディスカッションで、湯立獅子舞の主役である伝承者たちが語る獅子舞への思いや工夫に触れてください。

最後は両保存会による湯立獅子舞の公演です。普段は地元の神事で奉納されるためなかなか観られない獅子舞を、両地域一度に見ることができます！舞の間、それぞれの獅子の表情は角度によってくるくる変わって見えます。時々獅子がうれしそうに笑っているような瞬間があるのも見どころです。

湯立獅子舞を知る絶好の機会です。お誘いあわせの上、ご来場ください。

【日 時】 11月6日（日）13時～16時（12時30分開場）

【場 所】 仙石原文化センター（箱根町仙石原 842）

【内 容】 ・基調講演①「湯立獅子舞のカタチとココロ」

久保田裕道さん（東京文化財研究所無形文化遺産部無形民俗文化財室長）

・基調講演②「湯立獅子舞の伝統をつなぐ若者たち」

松田香代子さん（愛知大学非常勤講師）

・パネルディスカッション「獅子舞を受け継ぎ、伝えること」

・宮城野獅子舞保存会・仙石原神楽保存会による、湯立獅子舞の披露

【定 員】 100人（事前申込不要 入場無料）

新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、中止する場合があります。また、開催当日に発熱などの症状のある方や、過去14日間以内に濃厚接触やその疑いがある方などは、参加をお断りする場合があります。当日は検温や手指の消毒、マスク着用などの感染防止対策に協力をお願いします。

照会先 教育委員会生涯学習課文化財係 電話（85）7601



月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和4年10月25日発行】

～箱根のことをもっと知ろう！～

## 令和4年度「HAKONE大学」を開講します！ テーマは【箱根ジオパーク10年の今、未来】 です

箱根の豊かな自然、古い歴史の中で培われた文化や遺産、温泉をはじめとするさまざまな観光産業など、特色ある箱根のそれぞれの分野を“学習の場”とし、地域の方々をはじめ、箱根に関心を抱く多くの方々に“より広く”“より深く”学んでいただく機会として、「HAKONE大学」を開講します。

本年度は、箱根ジオパークが認定から10年を迎える中、「箱根ジオパーク10年の今、未来」をテーマに“HAKONE大学ならではの”特色ある幅広い内容の講義を、次のとおり実施します。

「箱根のことをもっと知ろう！」を合言葉に、この大学を受講してみませんか？

### 【開講日程・講義内容】

次の「開講日程（全6回）」を確認してください。なお、時間はいずれも14時～16時です。

### 【受講資格】

町内在住・在勤、もしくは箱根に興味・関心のある方で、原則全6回の講義を全て受講できる方（5回以上出席の方に「修了証」を授与します。）

### 【受講料】

無料。ただし、テキスト代などがかかる場合があります。

### 【定員】

20人（申込順）

### 【申込方法】

11月10日（木）までに電話で申し込んでください。

### 【その他】

- ・受講に際しては、マスク着用、検温、手指消毒などの基本的な新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、発熱などで体調が悪い場合は欠席してください。
- ・会場へは、原則として公共交通機関を利用してください。

※「大涌谷園地」については、火山ガスの影響を受けやすい、ぜん息、気管支疾患、呼吸器疾患、心臓疾患、心臓ペースメーカーを装着している方は、生命に関わりますので、受講（見学）を控えてください。

申込・照会先 社会教育センター 電話（82）2694

令和4年度「HAKONE大学」開講日程

～「箱根ジオパーク10年の今、未来」を学ぶ～

No	開講日	講義名・講師	内容	会場
1	11/16(水)	開講式（オリエンテーション）	-	社会教育センター
		「箱根ジオパーク10年のあゆみ」 講師：企画課ジオパーク推進室 市川燈、小笹直人	日本ジオパーク認定からの10年を総括して振り返るとともに、今後の展開について学びます。	
2	11/30(水)	「再考・箱根火山」 講師：企画課ジオパーク推進室 笠間友博	箱根火山の成り立ちから最新の状況までを改めて学びます。	社会教育センター
3	12/7(水)	「大涌谷園地」 講師：箱根ジオミュージアム 岡本知夏、山口珠美	今年3月に再開された大涌谷自然研究路を中心に、大涌谷園地を見学します。※	箱根ジオミュージアム
4	12/21(水)	「箱根火山と豊かな生態系」 講師：箱根町環境審議会会長 川瀬博 さん	箱根火山がもたらした本町に特有の豊かな生態系から、次代へと繋ぐ環境保全あり方までを学びます。	社会教育センター
5	1/11(水)	「箱根火山が育んだ伝統芸能」 講師：生涯学習課郷土資料館 鈴木康弘、菊田祥子	今年1月に国指定重要無形民俗文化財に指定された湯立獅子舞を中心に伝統芸能を学びます。	社会教育センター
6	1/18(水)	「観光資源と箱根観光のこれから」 講師：箱根DMO専務理事 佐藤守 さん	箱根ジオパークをはじめとした観光資源と箱根観光の今後の更なる発展の方向性を学びます。	社会教育センター
		閉講式（修了証交付）	（修了証は5回以上出席の受講生に交付します。）	

# 箱根探訪会「松の茶屋探訪会」 参加者募集！

松の茶屋は近代以降、財界の有力者たちにより建てられた湯本地域の別荘の一つです。この建物は増改築を経て一時旅館として使用されましたが、現存する建物として、平成25年3月には国の文化財として登録され、保護・活用が図られています。



そこで、今回は同建物を管理する「公益財団法人 三井文庫」の協力のもと建物の見学を行い、箱根の歴史に対して理解を深めるとともに、文化財保護の意識を高めることを目的として、箱根探訪会「松の茶屋探訪会」を開催します。皆さんの応募をお待ちしています。

この機会に、地域の文化財について理解を深めてみませんか。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、中止する場合があります。

また、開催当日に発熱などの症状のある方や、過去14日間以内に濃厚接触あるいはその疑いがある方などは、参加をお断りする場合があります。

当日は検温や手指の消毒、マスク着用などの感染防止対策に協力をお願いします。

【開催日時】 11月21日（月）※午前と午後の2回開催します。

＜午前＞ 9時30分～12時（見学時間は10時～12時）

＜午後＞ 13時30分～16時（見学時間は14時～16時）

【集合場所】 どちらも箱根湯本駅改札（午前は9時30分、午後は13時30分）

【探訪先】 松の茶屋（箱根町湯本518-1）

【募集定員】 各回10人（定員を超えた場合は抽選）

【受講料】 200円〔保険料、資料代〕

【申込期限】 11月10日（木）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。

1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本266 生涯学習課文化財係

電子メールの場合 [kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp)

照会先 教育委員会生涯学習課文化財係 電話（85）7601

# 『働く世代の健康教室』

## ～脂質異常症を基礎から学ぼう～

脂質は、身体にとって組織のもととなる細胞の膜やホルモンを作るなど必要不可欠なものです。しかし、脂質には善玉や悪玉とよばれるものがあり、そのバランスが崩れることで血管を傷つけたり詰まらせたりして動脈硬化を引き起こします。動脈硬化によって血栓ができやすくなり心筋梗塞や脳梗塞などの要因となります。

いつまでも血管をしなやかに保ち、健康でいきいきとした生活を送るため“脂質”について一緒に考えてみませんか。

### 【開催日時】

#### 1回目

日時：12月7日（水）  
14時～15時30分  
会場：さくら館 会議室  
内容：「油断大敵！脂質異常症を基礎から学ぼう」  
講師：土屋医院  
院長 土屋 眞 医師  
持ち物：筆記用具

#### 2回目

日時：令和5年1月20日（金）  
13時30分～15時  
会場：さくら館 会議室  
内容：「食と運動で身体の若返りを図ろう！」  
講師：公益財団法人かながわ健康財団  
健康運動指導士 高垣 茂子 先生  
町栄養士 町保健師  
持ち物：筆記用具、動きやすい服装

【定員】 30人（申込順）

### 【申込期間】

1回目：11月7日（月）～11月30日（水）  
2回目：11月7日（月）～1月13日（金）



【申込方法】 さくら館へ電話、もしくは窓口へ直接申し込んでください。

### 【その他】

- どちらか一方を受講することも可能です。
- 2回目の講義では、運動の実技があるため、軽く身体を動かせる服装で来てください。

照会先 保健健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

# 防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの事態に際し、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、様々な手段を用いて確実に住民の皆さんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

試験ですので、間違えないよう注意してください。

## 【実施日時】

11月16日（水）11時

## 【内容】

防災行政無線、町ホームページ、町メールマガジン、tvkデータ放送、twitterを用いた情報伝達試験

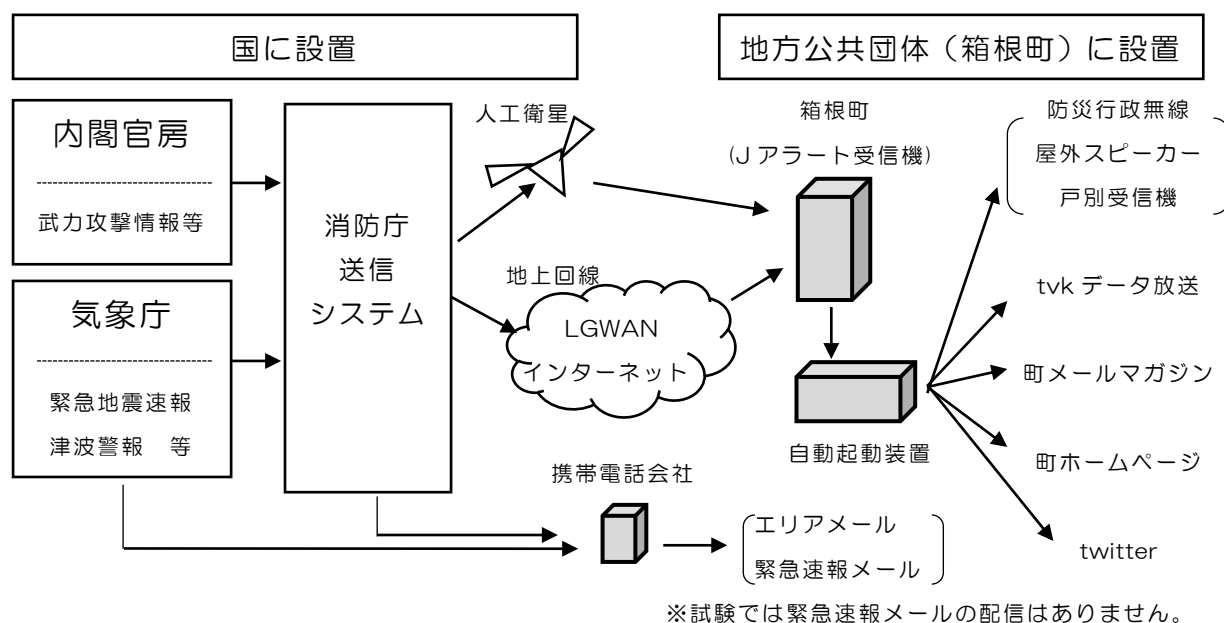
## 【放送内容】

〈上り音チャイム〉これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

## 【その他】

気象状況などによっては中止となることがあります。

Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。



照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

# 火災を防ぐため ごみの出し方に注意しましょう

不適切なごみの出し方により、収集作業中の収集車やごみ焼却処理施設内において火災が発生する事例があります。

火災は、収集作業員やごみ処理施設内で働く作業員の人命に関わる重大な事故です。また、火災に伴うごみ収集車やごみ焼却施設の修理などが発生し、ごみ処理の長期間の停滞につながり、皆さんの生活に大きな影響が生じます。

これらの原因には、ごみが適正に分別されていないことや、火の気のある危険なごみが出されていることが考えられます。

皆さん一人一人がルールを守って正しいごみの出し方をしていただくことで、安全なごみ収集・ごみ処理を行うことにつながります。

このようなことが無いよう、ごみを出す前にもう一度確認をしていただき、正しく出していただきますよう皆様のご理解・ご協力をお願いします。

(ごみ排出による火災を防ぐためには)

1. リチウムイオン電池など小型充電式電池が使用されている製品(※1)は、強い衝撃が加わると発煙・発火の恐れがあるので、廃棄の際はごみとして出すことはせず、小型充電式電池を取り外し(※2)、小型家電回収ボックス(※3)に出してください。
2. スプレー缶・カセットボンベ式ガスボンベ・使い捨てライターは、穴は空けずに中身を完全に使い切ってから資源等収集場所に出してください。
3. たばこの吸い殻・花火など、火の気のあるものは、確実に火が消えていることを確認してから、燃せるごみとして出してください。

(※1) 小型充電式電池が使用されている主な製品として、モバイルバッテリー、ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末、電子ゲーム機器、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ハンディクリーナー、コードレス電話、充電式電気カミソリなどがあります。

(※2) 取り外した小型充電式電池の処分については、販売店または回収協力店に相談してください。

(※3) 小型家電回収ボックス設置場所

役場本庁舎(湯本)・温泉出張所・宮城野出張所・仙石原出張所・箱根出張所  
(月曜日～金曜日(祝祭日および年末年始は除く)8時30分から17時15分、祝祭日および年末年始は除く)



照会先 環境センター 電話(83)6596

# ～ 秋季火災予防運動 11月9日から15日まで ～

だんだんと気温と湿度が下がり、さわやかで過ごしやすい時季になりましたが、空気の乾燥や、暖房器具を使用することにより、火災が発生しやすいときでもあります。  
火災を防止し、尊い命と財産を守ることを目的として、秋季火災予防運動を実施します。

## 【全国统一防火標語】

『 お出かけは マスク戸締り 火の用心 』



## 【主な行事】※新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより内容を変更する場合があります。

- ◎ 防火ポスター展の開催 11月9日（水）～15日（火）※閉庁日の12日（土）、13日（日）を除く  
防火ポスターコンクールで入賞した作品を役場本庁舎住民ホールに展示します。  
※ 町ホームページでも防火ポスター展を開催します。  
（「消防」>「火災予防」>「防火ポスターコンクール入賞者決定」）
- ◎ 幼年消防クラブ員への防火・防災教育の実施  
幼い頃から防火意識を持ってもらうことを目的に、教育用アニメーション映画の上映、「ポンプ君・レスキュー君」による防火・防災教育を実施します。
- ◎ 山林火災の防火広報  
消防職員が町内のハイキングコースを巡回し、ハイカーにタバコの投げ捨てや焚き火をしないように呼びかけるなど、火気の取り扱いを注意する防火広報を実施します。
- ◎ 消防団による火災予防パレード 11月9日（水）10時～15時30分予定  
箱根町、湯河原町、真鶴町の3町の消防車による火災予防パレードを行います。
- ◎ 老朽化消火器の回収・住宅用火災警報器の展示などの実施  
古くなった消火器の回収（有料）と新品消火器の販売、住宅用火災警報器の展示・販売を行います。



## 【空き家の管理の注意点】

空き家から出火した火災は、発見が遅れ、大きな火災になる恐れがあります。  
所有者または管理者は、次の点に注意して、火災予防を行ってください。

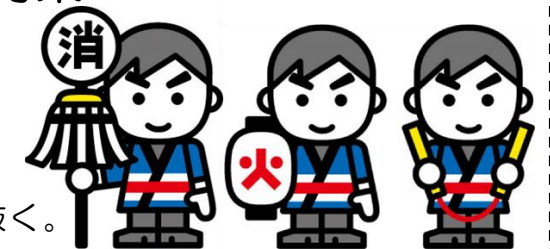
- ◎ 簡単に人が出入りできないようにフェンスの設置や施錠をしてください。
- ◎ 建物周囲の草木を定期的に刈り取り、枯れ草などを放置しないでください。
- ◎ 電気、ガスなどは確実に切って、プロパンガスボンベ、危険物（ガソリン・灯油など）は、置かないようにしてください。

## 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

### — 4つの習慣・6つの対策 —

#### ○4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときには火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



#### ○6つの対策

- 1（出火防止）  
火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 2（早期覚知）  
火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3（延焼拡大防止）  
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 4（初期消火）  
火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- 5（早期避難）  
お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6（地域の助け合い）  
防火防災訓練への参加、近隣同士の声かけなどにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

照会先 消防本部消防総務課予防係 電話（82）4505

実施日	時間	場所
11月12日（土）	10：00～12：00	消防本部（宮ノ下）
		箱根分署（元箱根）
	13：00～15：00	役場本庁舎（湯本）
		仙石原分署（仙石原）



# 11月は不法投棄撲滅強化月間です

「不法投棄をしない！ させない！ 許さない！」



不法投棄は犯罪であり、法律により罰せられます。ごみのポイ捨てや業者の大量投棄も同じ不法投棄です。

不法投棄は、地域の景観を損ねるだけではなく、プラスチックごみなどにより河川や海が汚染され、そこに住む生態系への悪影響を及ぼすこととなりますので、絶対にしないようにしましょう。

## ◎不法投棄をされないために

不法投棄をされない環境づくりには、**地域のみなさんの協力が不可欠**です。

自宅の庭先や空き地に不法投棄をされた場合は、その場所（土地）の所有者、管理者が処理することとなっています。

所有者、管理者の方は、不法投棄をされないためにも、柵を設けたり看板を掲示したりするなどして、適切な管理をするようお願いします。

なお、不法投棄物を環境センターに持ち込んで処理する際には、ごみ処理手数料の減免制度がありますので、詳細は問い合わせてください。

照会先 環境課美化保全係 (85) 9565

# 点検に伴う交通規制（湯本茶屋地内）

湯本茶屋地内の橋梁点検を行います。

この点検に伴い、次のとおり夜間交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

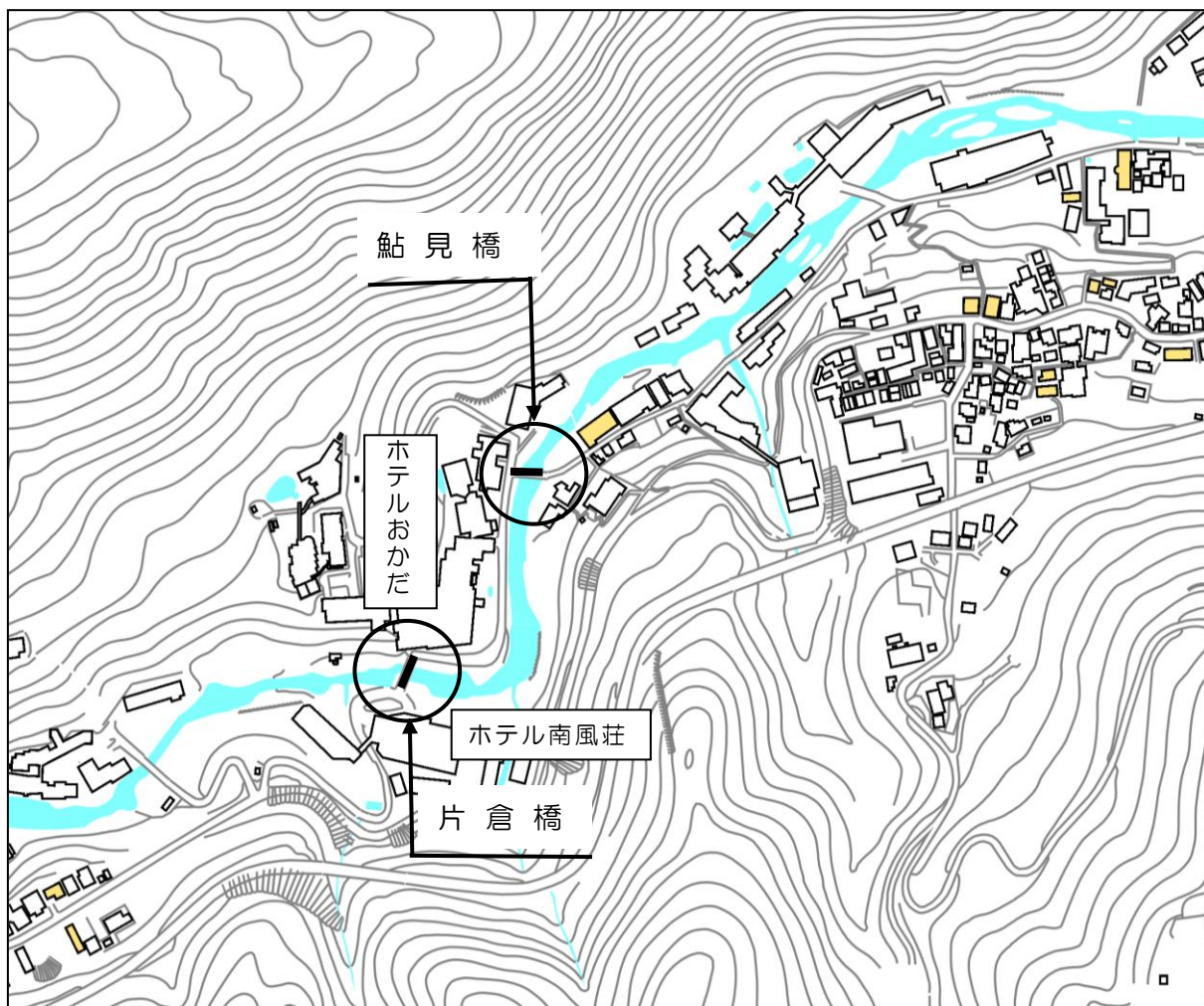
【場所】 湯本地内（町道湯2号線 鮎見橋・片倉橋）


【期間】 11月中旬～11月下旬 うち1日（21時～6時）

【交通規制】 夜間車両全面通行止め

※交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



凡	例
	交通規制箇所

照会先 都市整備課道路工務係 電話（85）8600

# 町民ソフトテニス大会を開催

次のとおり、町民ソフトテニス大会を開催します。  
我こそはと思う方、ソフトテニスが大好きな方の参加をお待ちしています。

【日時】 11月20日（日）9時開会  
※雨天の場合、11月27日（日）に延期

【場所】 箱根中学校テニスコート

【種目】 男子・女子各ダブルス（男女ミックスペアも参加可）

【参加資格】 町内在住・在勤の方または、  
箱根町ソフトテニス協会会員

【申込期限】 11月14日（月）

【申込方法】 メールで申し込んでください。

【表彰】 各種目3位までに賞状と賞品を贈呈します。  
その他、参加賞もあります。

【その他】 男女ミックスペアの参加については、問い合わせてください。



申込・照会先 箱根町ソフトテニス協会 酒寄 繁基  
E-mail [hakonetennis@gmail.com](mailto:hakonetenis@gmail.com)

メールアドレス二次元コード⇒



箱根町ソフトテニス協会では、毎週水曜日 18～20 時  
箱根中学校体育館にて、小・中学生を中心にソフトテニスの練習会（参加費無料）を行っています。  
見学、体験も大歓迎ですので、興味のある方はお気軽に  
問い合わせてください。

# 文スポの健康ウォーキング (湖尻周辺を歩く)

～歩くことによって、健康への関心を高めるとともに、地域の文化や自然への理解を深め、ふるさとを再発見してみませんか～

【実施日】 11月15日(火)

【集合時間】 9時30分

【集合場所】 星槎レイクアリーナ箱根 (箱根町元箱根164-1)

【コース】 星槎レイクアリーナ箱根～花の広場・野鳥の森～芦ノ湖キャンプ村～箱根用水～ビジターセンター～星槎レイクアリーナ箱根(14:00頃到着予定 解散)

- ・昼食は、コースの途中でとります。
- ・時間は前後する場合があります。

【対象】 町内在住、在勤者および当財団賛助会員並びに会員家族

【定員】 20人(先着順)

【案内人】 箱根観光ガイド協会 安井 彪 さん

【その他】

- ・ハイキングのできる服装および靴で参加してください。
- ・昼食は各自持参してください。
- ・当日は、神奈川県西部の降水確率が午前・午後いずれかが40%以上の場合は中止します。(電話0465-177)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の状況により、中止になる場合があります。

【申込方法】 電話で申し込んでください。参加費は無料です。

申込・照会先 (公財)箱根町文化・スポーツ財団 電話(87)5222

# イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。  
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

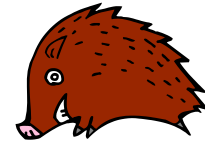
捕獲地域は次のとおりです。

4年度9月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	3	3	1	4	1	12	わな 11、銃器 1
ニホンジカ	9	5	9	14	17	54	わな 53、銃器 1

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

## イノシシの出没を減らすために

### ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、利用してください。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵等を設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

### イノシシへの餌やりはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまうことがあり、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。また、野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

## 譲ります

(10月11日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料
1380	冷蔵庫	東芝 容量：350L	普通	無料
1383	足漕ぎ式健康器具		普通	無料
1384	手動芝刈り機	3段階切り替え	普通	無料

## 譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2141	物置（屋根あり）	横2m × 奥行き1.5m程度	普通	無料
2142	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。

※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

